

交流館建設さらに説明を

3月定例会において、平成29年度一般会計予算189億8400万円、特別会計予算約95億4900万円が可決されました。開会日には村長の施政方針が行われ、新年度新規事業として、「とうかい版ネウボラ実現事業」「とうかいまるごと博物館実施事業」「東海村農業振興計画の推進事業」を含む21の新規事業が予算化されました。

重点施策のひとつである（仮称）歴史と

未来の交流館建設事業の実施設計業務委託料として7400万円が計上されました。

これに対し、住民の理解が得られていないとして、上記委託料7400万円を削除する趣旨の修正動議が光風会2名の議員より出されましたが、賛成少数で否決されました。さらに、新政とうかい2名の議員より議会の意思を表明する付帯決議案の動議が出され、全会一致で可決されました。（下記参照）

付帯決議を全会一致

議案第21号 平成29年度東海村一般会計予算に対する付帯決議について

●付帯決議案抜粋

このたびの、平成29年度一般会計予算には、（仮称）歴史と未来の交流館建設に係る実施設計委託料7,400万円を計上している。

しかしながら、工事完成後の管理運営計画の骨子等について未だ示されておらず、不明な点が多々ある。また、村民からは施設の必要性や建設コスト等について疑問視する声も聞かれる状況である。

よって、平成29年度東海村一般会計予算の執行にあたっては、下記事項に十分留意して取り組むよう強く求めるものである。

1. （仮称）歴史と未来の交流館建設について、引き続き住民説明会などを開催し、広く村民の理解を得るよう努めること。
2. 当初予算に計上された交流館建設に関する実施設計委託料7,400万円については、施設の管理運営計画を取りまとめ、広く村民の理解を得たうえで、予算執行すること。

動議とは

動議とは、会議の進行や手続きに対して議員が提案を行うことです。今回行われた修正動議とは、原案の内容の変更を求め、修正案を添えて提出されるもので、法的拘束力を持つものです。

付帯決議とは

付帯決議とは、議会が議案に対して採決する際に可決否決では言い表せない意思を表明することです。行政に対しては、道義的なものであり、法的拘束力は持たないものです。